重　要

平成25年　登簿第9号

定　款

【会社保存用】

島根県浜田市野原町1826番地1

浜　田　公　証　役　場

公　証　人　大　本　　哲

TEL（０８５５）２２－７２８１

一般社団法人コミュニティパートナーズ定款

第1章　総　則

（名　称）

第1条　この法人は、一般社団法人コミュニティパートナーズと称する。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を島根県邑智郡邑南町に置く。

2　この法人は、前項のほか、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

（目　的）

第3条　この法人は、地域コミュニティとともに歩むパートナーとして、地域資源を保存・再生・活用するとともに、他地域との多様な交流と相互協力を促進し、また、地域の社会福祉を増進することにより、地域の活性化を図ることを目的とし、次の事業を行う。

（1）地域の調査・研究、教育研修の企画、情報の提供に関する事業。

（2）国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する国際協力事業。

（3）まちづくりの推進を図る事業。

（4）中山間地域の振興及び経済活動の活性化を図る事業。

（5）地球環境の保全、地域の自然環境の保護及び整備を目的とする事業。

（6）障害者及び高齢者の保健や福祉を増進する事業及び介護保険事業。

（7）教育の推進のための学習塾等の運営事業。

（8）この法人の目的に合致する個人や団体が生産する物品の販売促進の事業。

（9）公共団体その他団体から委託される事業及び施設の管理受託業務。

（10）前各号に付帯又は関連する事業並びにこの法人の目的を達成するために必要な事業。

（公　告）

第4条　この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（機関の設置）
第５条　この法人は、理事会、監事を置く。

第２章　会　員

（種　別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人又は団体。
（２）賛助会員　この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動や事業を支援する個人又は団体。

（入　会）
第７条　会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を得るものとする。

（会　費）
第８条　会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退　会）
第９条　会員は、代表理事が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除　名）
第１０条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他除名すべき正当な理由があるとき

（会員資格の喪失）
第１１条　前２条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）２年以上会費を滞納したとき。
（2）当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
（3）総正会員の同意があったとき。

（会員資格の喪失に伴う拠出金品の取扱い）
第１２条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　社員総会

（種　類）
第１３条　この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

（構　成）
第１４条　社員総会は、正会員をもって構成する。
２　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（開　催）
第１５条　定時社員総会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催する。
２　臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招　集）
第１６条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
２　総正会員の議決権の１０分の１以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
３　社員総会の招集通知は、開会日の１週間前までに通知しなければならない。

（決　議）
第１７条　社員総会における決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名。

（２）監事の解任。

（３）定款の変更。

（４）解散。

（５）その他法令で定められた事項。

3　理事又は監事を選任する議案決議に際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（議　長）

第１８条　社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

（代　理）

第１９条　社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

（議事録）

第２０条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3　前項の議事録は、主たる事務所に社員総会の日から１０年間備え置く。

第４章　役員等

（役員の設置）

第２１条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３人以上１０人以内。

（２）監事　２人以内。

2　理事のうち１人を代表理事とする。

3　理事のうち２人以内を副代表理事とすることができる。

4　理事のうち１人を業務の執行を担当する常務理事とする。

（選任等）

第２２条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

（理事の職務）

第２３条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副代表理事は、代表理事を補佐する。

３　常務理事は、この法人の業務を執行する。

（監事の職務）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、理事及び使用人等に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　補欠のため選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

（解　任）

第２６条　役員は、社員総会の決議により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第２７条　役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

２　役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3　前２項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

（取引の制限）

第２８条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。

（２）自己又は第三者のためにする当法人との取引。

（３）この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。

2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第５章　理事会

（構　成）

第２９条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第３０条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定。

（２）理事の職務の執行の監督。

（３）代表理事、副代表理事及び常務理事の選定および解職。

（種類及び開催）

第３１条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

2　通常理事会は、毎事業年度２回開催する。

3　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）代表理事が必要と認めたとき。

（２）代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

（４）監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

（５）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

（招　集）

第３２条　理事会は代表理事が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合を除く。

２　代表理事は、前条第３項第２号又は第４号に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（議　長）

第３３条　理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

（決　議）

第３４条　理事会の決議は、決議について特別の利害の関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

２　前項に規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３５条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名又は記名押印する。

２　前項の議事録は、主たる事務所に理事会の日から１０年間備え置く。

第６章　事務局

（設置等）

第３６条　この法人の事務を処理するため、理事会の決定にもとづき、必要に応じて事務局を設置し、職員を置く。

２　職員は、代表理事が任免する。

３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第３７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第３８条　この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

３　第１項の規程にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて支出することができるものとし、その収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第３９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書

（５）貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

２　前項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に１０年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第４０条　この法人の剰余金はこれを一切分配してはならない。

第８章　基　金

（基金の拠出）

第４１条　この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

（基金の募集等）

第４２条　基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

（基金の拠出者の権利）

第４３条　基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

（基金の返還の手続き）

第４４条　基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第１４１条第２項に定める範囲内で行うものとする。

２　前項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定める。

（代替基金の積み立て）

第４５条　基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第９章　定款の変更、解散、及び清算

（定款の変更）

第４６条　この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解　散）

第４７条　この法人は、一般法人法第１４８条第１号、第２号及び第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第４８条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の

決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2　剰余金は、第４０条の規定により分配しない。

第１０章　附　則

（委　任）

第４９条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

（最初の事業年度）

第５０条　この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成２６年３月３１日までとする。

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第５１条　この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

1　住所　島根県邑智郡邑南町原村１３３番地１
　　氏名　日高　久志

2　住所　島根県邑智郡邑南町出羽４３５番地
　　氏名　富永　一道

3　住所　島根県邑智郡邑南町上田所９９番地２
　　氏名　束村　康文

（法令の準拠）

第５２条　本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人コミュニティパートナーズ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成２５年　４月　１６日

設立時社員　日高久志　印

設立時社員　宮永一道　印

設立時社員　東村康文　印

平成25年　登簿第9号

認　証　書

この定款の設立時社員富永一道の代理人であり，かつ，設立時社員である日高久志及び東村康文は，本職の面前で，全設立時社員が各自の署名押印を自認する旨陳述した。

よって，これを認証する。

平成25年4月16日　本職役場において

島根県浜田市野原町1826番地1

松江地方法務局所属

公証人

公　証　人　役　場